

令和2年度実施予定の主な普及啓発事業について

1 啓発物の作成

- 相談事例集の作成・配布（20,000部） **新規**
 - 東京都障害者権利擁護センターあてに寄せられた具体的な相談事例を整理・分析し、都民及び事業者に提供することで、差別解消の取組を推進する。
 - 相談事例の具体的な状況、対応経過、紛争に至った要因、紛争解決に係る今後の課題等を分析することにより、今後の紛争解決に資する資料とする。

2 都民及び事業者向け啓発事業

- 障害者差別解消に係る事業者向け説明会の開催
 - 令和元年度に引き続き、法及び条例の内容の理解促進を図る。
- 事業者向け障害及び障害者理解研修事業
 - 令和元年度に引き続き、都内を10ブロック程度に分割し、ブロックごとに地域に密着して研修会を開催することで、地域に根差した形で法令等の趣旨の普及を図る。

3 都職員向け啓発事業

- 障害者差別解消に係る都職員向け説明会の開催
 - 令和元年度に引き続き、法令や障害及び障害者等に係る都職員の理解促進を図る。
- 共生社会実現に向けた新任研修の実施 **新規**
 - 新規採用職員（約1,100人）が対象。「講義」と「体験」を組み合わせたカリキュラムで実施予定。

4 区市町村向け支援事業

- 差別解消支援地域協議会活動促進事業 **新規**
 - 身近な地域において子どもの頃から障害に関する知識・理解を深められるよう、区市町村が設置する障害者差別解消支援地域協議会における取組を支援する。
 - 子どもへの障害等に関する理解啓発に係る取組のうち、都が先進的な取組と認められたものに係る経費を補助する。区市町村が設置する地域協議会は、取組内容の検討や実施、実施後の効果検証を担う。
 - 詳細は別紙参照